

配 慮 市 長 意 見 書

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業に係る計画段階配慮書(以下「配慮書」といいます。) に関する横浜市環境影響評価条例第 44 条第 2 項の規定により読替えて適用される同条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文 子

第 1 事業計画の概要

1 都市計画決定権者の名称及び当該第 1 分類事業を実施しようとする者の名称等

(1) 都市計画決定権者

名 称：横浜市

(2) 第 1 分類事業を実施しようとする者

名 称：横浜市

代表者：横浜市長 林 文子

所在地：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

2 事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業(以下「本事業」といいます。)

種 類：運動施設、レクリエーション施設等の建設(都市公園の新設)(横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業)

3 事業を実施しようとする区域(以下「計画区域」といいます。)

横浜市泉区和泉町、中田町地内

4 事業の目的

本事業では、災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。また、深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気ある

空間の創出を目指しており、テーマは以下のとおりです。

テーマ：「緑でつながる魅力的な円形空間」

- ・市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
- ・「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。
- ・「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります。

5 事業の内容

(1) 計画区域の敷地面積等

ア 敷地面積：約 50 ヘクタール

イ 形質変更区域面積：約 50 ヘクタール

(2) ゾーン構成

計画区域は、深谷通信所跡地の4つのゾーン区分のうち、「ふれあいとにぎわいの広場ゾーン」(Aゾーン)と「スポーツパークゾーン」(Bゾーン)に位置します。

「ふれあいとにぎわいの広場ゾーン」は、広大な草地広場での地域交流やイベント、運動、遊び、自然とのふれあい等、様々な活動や体験のできるゾーンであり、アクセスしやすい外周道路寄りと象徴となる中央に、市民の交流やふれあいを図る広場のゾーンを配置します。「スポーツパークゾーン」は、地域にゆかりのある野球や、サッカーを中心に、本格的な球技スポーツを楽しみ、スポーツや文化等、様々な活動を通して、多くの人が交流する、にぎわいのあるゾーンです。

第2 地域特性

計画区域は、昭和20年に米軍により接收され、平成26年6月に返還されました。計画区域のほとんどが、都市計画区域として、市街化調整区域に指定されています。計画区域の周辺は、主として住居系の用途地域に指定され、住宅地として利用されています。また、計画区域の植生は、大部分が「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」であり、一部に「クスギーコナラ群集」があります。

計画区域の西側には二級河川の境川と和泉川があり、東側には二級河川の宇田川があります。また、周辺には湧水が泉区で3地点、戸塚区で2地点あります。計画区域とその周辺は、「横浜市水と緑の基本計画」における「緑の10大拠点」である「下和泉・東俣野・深谷周辺地区」に位置付けられると共に、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」の「下和泉・東俣野・深谷周辺」に指定されています。

また、計画区域の周辺の主要道路としては、計画区域を南北に通過する県道402号(阿久和鎌倉)があり、続いて県道403号(菖蒲沢戸塚)があります。計画区域の北側には県道22号(横浜伊勢原)が、西側には環状4号線が、南東側には国道1号線があります。

なお、この深谷通信所跡地においては、「(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業」が本

事業と同時期に進められています。

第3 意見

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 「(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業」と連携し、それぞれの事業特性を踏まえながら、審査会において十分な調査審議ができるように具体的な土地利用のあり方について示すとともに、市民に分かりやすく統一感のある優れた図書の作成に努めてください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】
 - ア 草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。
 - イ 生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう検討してください。
 - ウ 通過道路となる県道402号(阿久和鎌倉)について、草地環境の保全や歴史的な背景の視点も踏まえて、将来のあり方を検討してください。
- (2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】
 - ア 工事中における歩行者や暫定利用者等を考慮し、安全対策について検討してください。
 - イ 各施設の部分供用が検討されていることから、利用者等の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者等への適切な情報提供に努めてください。
- (3) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造【配慮事項(5)】
 - ア 草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事

- 業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。【(1)ア 再掲】
- イ ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮してください。
- ウ 建物や駐車場の緑化を検討してください。
- (4) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(6)】
災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実を図ってください。
- (5) グリーン購入、グリーン電力の導入【配慮事項(7)】
積極的にグリーン購入及びグリーン電力導入に努めてください。
- (6) ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(8)】
ア 建物や駐車場の緑化を検討してください。【(3)ウ 再掲】
イ グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。
- (7) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮【配慮事項(10)】
ア 駐車場については、位置及び規模を方法書以降の図書で示してください。
イ 利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。
- (8) 施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避【配慮事項(12)】
埋蔵文化財の調査を適切に行い、新たな文化財が発見された場合には適切な対応を行ってください。
- (9) 周辺地域の地下水涵養機能への配慮【配慮事項(13)】
ア 水路の扱いについて検討するとともに、地下水涵養機能に配慮してください。
イ グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。【(6)イ 再掲】
- (10) 廃棄物の3R、雨水の有効利用【配慮事項(14)】
工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料、材質を選択し、点検しやすい構造にする等、工作物の長寿命化に努めてください。

3 事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項

- (1) 土壌汚染への配慮【配慮事項(15)】
土壌汚染について、関係機関等と協議を行い、適切に対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。
- (2) 最終処分場跡地への配慮【配慮事項(16)】
事業計画区域内に最終処分場跡地があるため、関係機関と協議を行い、特に環境へ影響を及ぼさないように対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。